



行政書士 宛

誓約書

1. 以下のすべてに該当しないことを誓約します。(建設業法第8条各号)

【対象】法人：当該法人、その役員等(※)及び政令(令3条)で定める使用人 個人：本人及び政令で定める使用人(令3条)及び法定代理人(法人の場合は当該法人及びその役員等(※参照))		
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	<input type="checkbox"/>
2	第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
3	第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日から取消処分があった日又は取消処分をしないことの決定があった日までの間に第12条第5号の廃業届を出した者で当該届出の日から5年を経過しないもの	<input type="checkbox"/>
4	聴聞通知を受け取った日から取消処分がされた日(取消処分をしない決定がされた日)までの間に廃業の届出をした場合、聴聞通知を受け取った日から遡って60日前までの間に当該廃業届出をした法人の役員等若しくは政令使用人であった者(個人事業主の政令使用人を含む。)で、廃業届出の日から5年を経過しないもの	<input type="checkbox"/>
5	第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	<input type="checkbox"/>
6	許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者	<input type="checkbox"/>
7	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
8	この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
9	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
10	心身の故障により建設業を適正に営むことができない(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない)者	<input type="checkbox"/>
11	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員等のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの	<input type="checkbox"/>
12	法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者(第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの	<input type="checkbox"/>
13	個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者(第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。)のあるもの	<input type="checkbox"/>
14	暴力団員等がその事業活動を支配する者	<input type="checkbox"/>

※「役員等」… 持分会社の業務を執行する社員、株式会社・有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役又は法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの(総株主の議決権の100分の5以上を有する個人株主・出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人等)と認められる者

2. 申請・届出にあたり、提供した資料や口述した内容は事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

建設業許可申請・認可申請・届出者

住所

事業者名 (法人名・屋号)

代表者名



建設業法

第12条(廃業等の届出) 許可に係る建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第5号 許可を受けた建設業を廃止したとき(第17条の2第1項又は第3項の認可を受けたときを除く。)は、当該許可に係る建設業者であつた個人又は当該許可に係る建設業者であつた法人の役員

第28条(指示及び営業の停止)

第3項 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第5項 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第29条(許可の取消し)

第1項 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

第7号 不正の手段により第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)又は第17条の2第1項から第3項まで若しくは第17条の3第1項の認可を受けた場合

第8号 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

建設業法施行令

第3条の2(法第8条第8号の法令の規定) 法第8条第8号(法第17条において準用する場合を含む。)の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

第1号 建築基準法第9条第1項又は第10項前段(これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)

第2号 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第55条第1項(第4号に係る部分に限る。)

第3号 都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条

第4号 景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条

第5号 労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「建設労働法」という。))第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項

第6号 職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条

第7号 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第59条

刑法

第204条(傷害) 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第206条(現場助勢) 前2条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第208条(暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第208条の2(凶器準備集合及び結集) 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第2項 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、3年以下の懲役に処する。

第222条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第2項 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第247条(背任) 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。